

# 朝堂院東地区・内裏東官衙地区の調査 —第133-11次

## 1 はじめに

本発掘調査は、水路改修のためのU字溝設置に伴い、橿原市教育委員会の委託により、飛鳥藤原宮跡発掘調査部が実施したものである。

調査地は、昨年度実施した第127-8次調査地（本書61頁）に南接し、高殿集落の西方約70mを北流する水路に重複する位置で、調査範囲は幅約2m、長さ約135mにわたり、総面積は約270㎡である。調査位置は、藤原宮内裏東官衙地区およびその南の朝堂院東地区にまたがり、おおよそ内裏南端付近から朝堂院東第二堂北半の東方に相当する。調査区は高殿集落へ延びる東西道路により分断されており、便宜的に北区、南区と呼称することとした。調査は、奈良県警察と橿原市の協議事項に従い2005年1月11日に開始し、2月2日に終了した。

## 2 基本層序

両調査区の土層は基本的に共通しており、上から①表土（黒色腐植土層、厚さ約30cm）、②旧耕土ないし床土（青灰色砂質土層、厚さ約35cm）、③水路堆積物（青灰～灰色砂礫層、近・現代遺物包含層、厚さ15～35cm）、④黒褐色粘質土層（厚さ15～35cm）、⑤橙灰褐色粘質土層（厚さ15～25cm）、⑥暗灰色粘土層の順で堆積する。水路の攪乱が④層ないし⑤層にまで及び、両層はかなりの削平を受けている。多くの遺構はこれらの削平面上で検出し、場所により多少の高低はあるが、水路に西接する市道面から概ね0.8～1m下方に位置しており、標高にして北端で約72.0m、南端で72.6m前後である。④⑤層には古墳時代から奈良時代にかけての土器や埴輪を含み、出土量が少ないため明確ではないが、古墳時代から奈良時代にかけての遺物包含層ないし整地土層と考えられる。⑥層は時期不詳である。また、③層の堆積状況から見て、水路は西から東へ少なくとも1回は移設されたと考えられる。

## 3 検出遺構

主な検出遺構には掘立柱建物2棟、掘立柱塀2条、石組溝1条、人頭大の礫を伴う土坑1基、その他の土坑・

小穴、素掘小溝などがある。掘立柱建物・塀、石組溝などは藤原宮期と考えられ、その他の土坑・小穴には古墳時代のもも含むが、多くは時期不詳である。素掘小溝も時期不詳であるが、おそらく中・近世以降のものであろう。ここでは主として藤原宮期と考えられる遺構について述べる。

**SB9931** 北区の北端で検出した掘立柱南北棟建物で、第127-8次調査区南端で検出した建物の南2間分に相当する。これによりSB9931は桁行5間の建物であることが確定した。桁行柱間は2.46mで、桁行総長12.3mである。2基の柱穴は調査区西壁際で検出し、水路による削平もあってか、第127-8次調査で検出した柱穴より規模がやや小さい。

**SB10105** 南区で検出した掘立柱東西棟建物で両側柱列の対になる柱穴を1基ずつ検出した。梁行は約4mで、2間と見られ、桁行の柱間は不明である。いずれの柱穴掘形も深さが約30cmと浅く、かなり削平を受けていると考えられる。

**SA10110** SB10105と重複する位置で検出。柱穴1基のみである。SB10105の妻中央の柱を構成する可能性もあるが、柱穴全体の位置が北へ接近しすぎているため、ここでは別の塀と考えておく。

**SA10115** 掘立柱東西塀。南区東壁際で柱穴1基のみを検出した。調査区西壁に次の柱穴が認められないので、これが西端になるか、あるいは柱間寸法が1.8m以上と考えられる。直径約15cmの柱根が残っていた。柱穴掘形の深さは約50cmで、やはりかなり削平を受けているのであろう。

**SX10100** 南区南端付近で検出した石組の東西暗渠。幅95cm、深さ40cm以上の掘形内に立石を2列に並べ、底部に平石を敷いたうえで立石間に角礫ないし平石を充填したと見られるが、水路による削平で遺存状況が悪く明確ではない。石組は幅約60cm、高さ30cm以上。

**SX10125** 北区の中央付近において、調査区西壁際で検出した遺構。ほとんどの部分が西側の調査区外にあるため形状、規模、構造等を知ることができず、性格は不明。検出状態で、南北長約2.5m、東西長約0.9m、深さ45cmあり、埋土の上部は橙黄色土の小塊を含む埋立土、下部は青灰色粘質土である。これらから井戸ないし井戸枠採取穴の可能性も考えられる。この遺構は、南東から北西へ

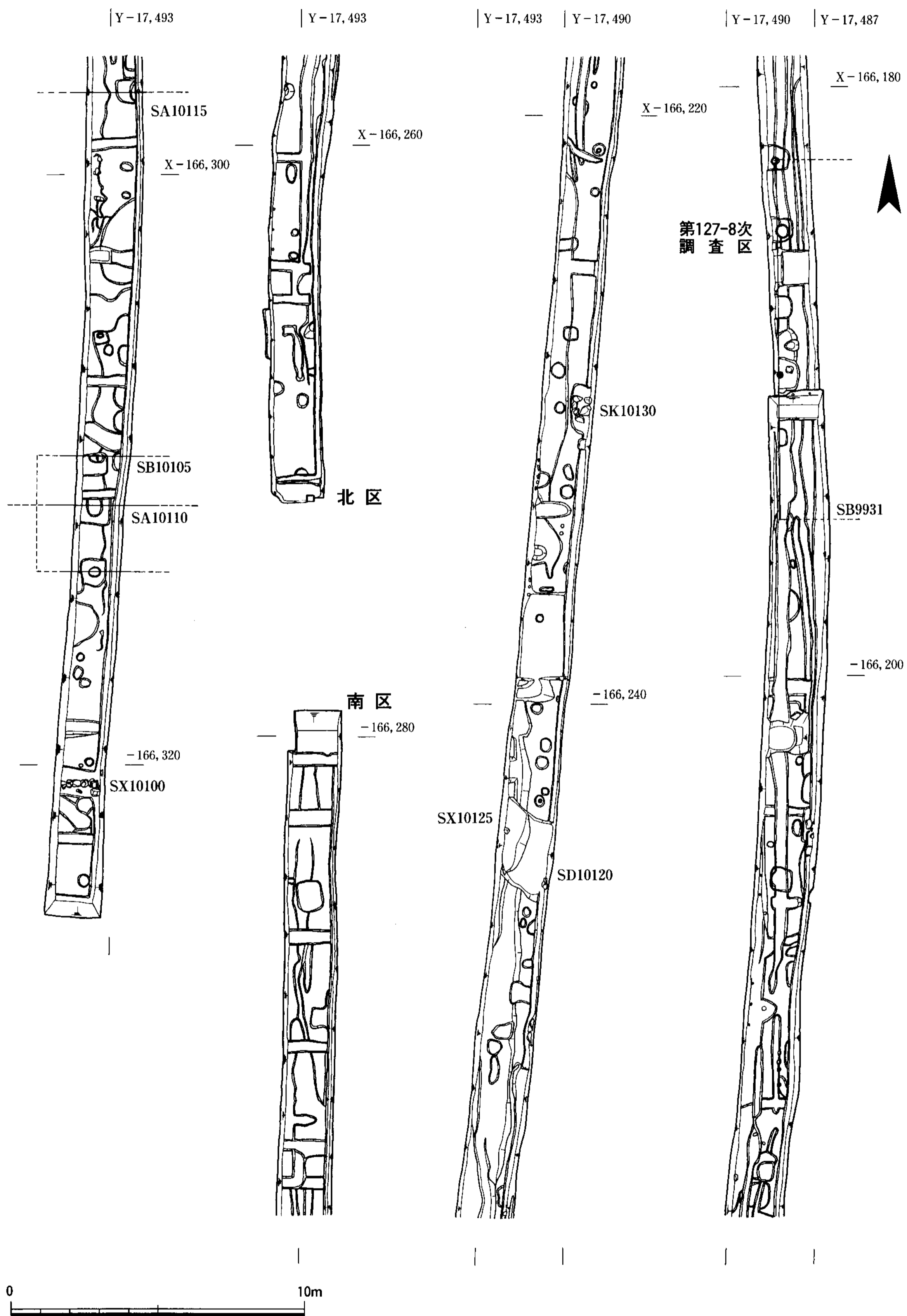


図86 第133-11次調査遺構図 1 : 200

と向かう流路状の溝SD10120（幅約2.5m、深さ約0.3m）の埋土上から掘り込まれている。

SK10130 北区中央付近の東壁際で検出した土坑。全体の2分の1以上が調査区外に延びるようであるが、平面が隅丸方形ないし隅丸長方形を呈すると見られ、現状で南北長約1.7m、東西長0.7m以上、深さ約50cmある。埋土中には、人頭大ないしそれよりやや大きい亞円礫数個以上が、土坑中央部に集中する。これらの礫を礎石の栗石とし、土坑を礎石据付穴とする見方もあるが、対になる同種の遺構が調査区内に認められず、判断が困難である。今のところ性格不明と言わざるを得ない。

#### 4 出土遺物

主な出土遺物には、土器・陶磁器類、瓦類、木製品、石製品、焼土などがあるが、数量は比較的少なく、土器類がそのほとんどを占める。

土器・陶磁器類はプラスチックコンテナ3箱分出土し、古墳時代から奈良時代にかけての土師器・須恵器、13世紀後半の瓦器、近世陶磁器があり、ほかに円筒埴輪、漆付着土器などがある。土師器には杯・高杯・甕・小型丸底壺・薬壺・鍋などがあり、須恵器には杯（身・蓋）・蓋・甕・長胴甕・壺などが認められる。古墳時代の土器では、6世紀前半の土師器甕や、6世紀初頭の須恵器杯H蓋がある。④ないし⑤層出土須恵器には、飛鳥Ⅳ～Ⅴの杯Bが含まれる。円筒埴輪は南区から出土し、ほとんどが6世紀代に属する。

#### 5 まとめ

本調査は、現存する水路による削平ならびに狭長な調査区という制約のため、不明確な点を残さざるを得ない結果となったが、それでも、藤原宮期と見られる遺構をいくつか検出できた。本調査位置は、小規模調査を除いて、これまで隣接地が全く調査されておらず藤原宮期の状況が明らかでなかったが、本調査でその一端を僅かながら窺うことができた。

北区では、建物としては掘立柱建物1棟のみで、ほかに井戸の存在する可能性があるが、少なくとも水路部分では藤原宮期の遺構の密度は非常に薄い。北区では、これまで内裏東官衙地区で明らかにされた南北に並ぶ3つの官衙区画のうち、南端の官衙区画（官衙C）南限区画堀

の発見が期待されたが、本調査では検出できなかった。削平によるものか、調査位置によるものかは、にわかに判断できない。

南区では、掘立柱建物1棟、掘立柱堀2条、石組暗渠1条が検出された。ここはおおよそ、朝堂院東第一堂南半と東第二堂北半の東方に位置するが、朝堂院東地区の一画を構成する建物や堀が確認できたと言えよう。これらが官衙区画を構成するものかどうかは、今後の調査・研究に委ねたい。

（小池伸彦）



図87 石組暗渠SD10100（北から）

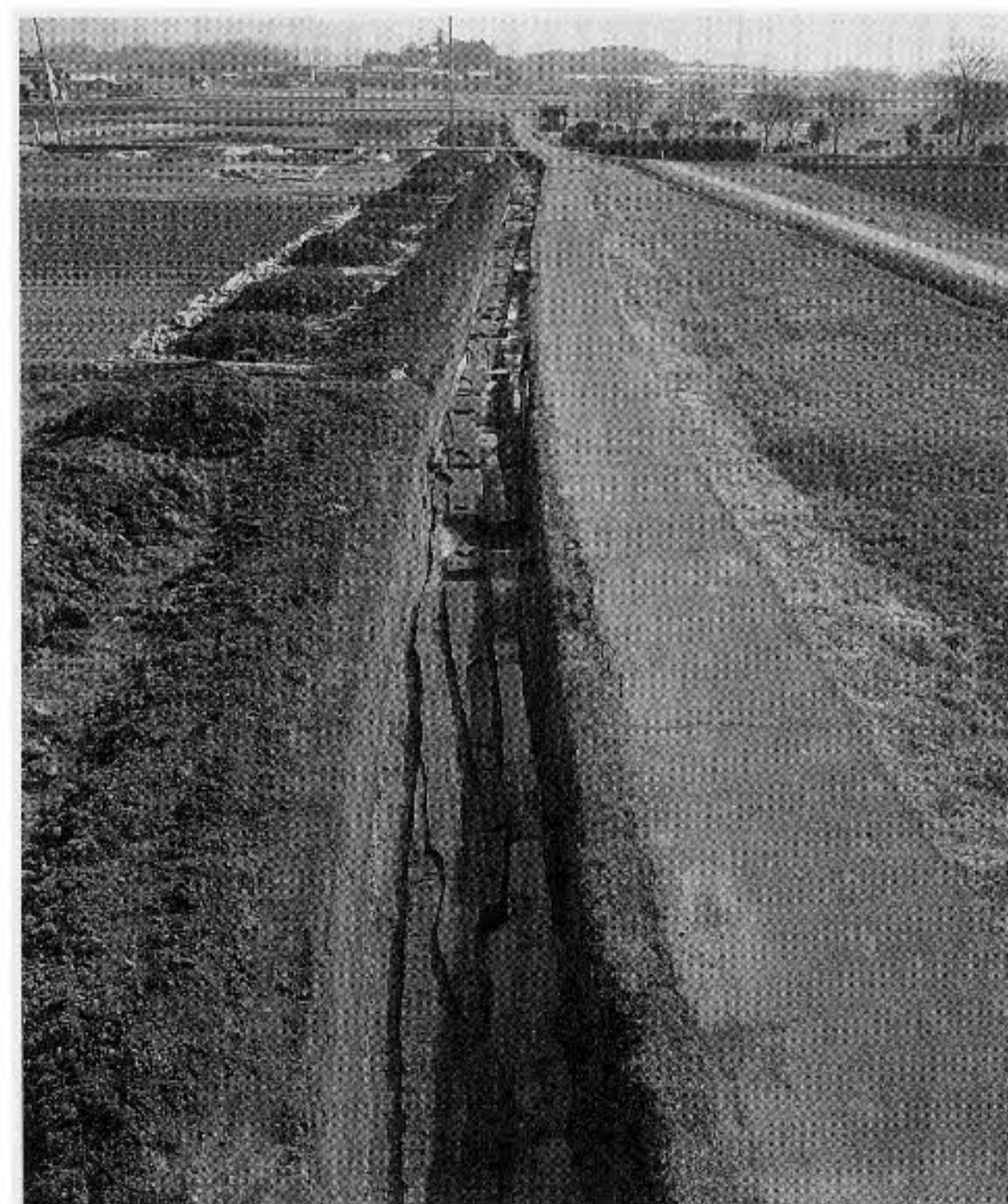


図88 第133-11次調査区全景（北から）